３　固形癌骨転移による疼痛に対するもの　1,700点
４　Ｂ細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの　3,000点
５　去勢抵抗性前立腺癌に対するもの
イ　骨転移のあるもの　2,630点
ロ　ＰＳＭＡ陽性であって遠隔転移を有するもの　3,000点
６　神経内分泌腫瘍に対するもの　2,660点
７　褐色細胞腫に対するもの　1,820点
８　神経芽腫に対するもの　3,800点
注１　１及び２については、甲状腺疾患（甲状腺癌及び甲状腺機能亢進症）を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月１回に限り算定する。
２　３については、固形癌骨転移による疼痛を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月１回に限り算定する。
３　４については、Ｂ細胞性非ホジキンリンパ腫の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月１回に限り算定する。
４　５のイについては、骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。
５　５のロについては、ＰＳＭＡ陽性の遠隔転移を有する去勢抵抗性前立腺癌の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。
６　６については、ソマトスタチン受容体陽性の神経内分泌腫瘍の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。
７　７については、ＭＩＢＧ集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。
８　８については、神経芽腫の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月１回に限り算定する。

Ｍ００１　体外照射
１　エックス線表在治療
イ　１回目　110点
ロ　２回目　33点
２　高エネルギー放射線治療
イ　乳癌に対する全乳房照射の場合（一連につき）　41,500点
ロ　その他の場合
⑴　１門照射を行った場合（１回目）　840点
⑵　１門照射を行った場合（２回目）　336点
⑶　２門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合（１回目）　1,750点
⑷　２門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合（２回目）　700点
３　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）
イ　前立腺癌に対する前立腺照射の場合（一連につき）　96,500点
ロ　その他の場合　3,000点
注１　２のイ及び３のイを除き、疾病、部位又は部位数にかかわらず、１回につき算定する。
２　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。
３　乳癌の患者に対し、全乳房照射を行う場合には２のイにより一連として算定する。なお、寡分割照射として１回の線量が2.5Ｇｙ以上の全乳房照射を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に限り算定できる。
４　２のイについて、治療を取りやめた等の場合においては、７回目までは10,500点、８回目以上は14,000点を一連として所定点数に代えて算定する。
５　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。
６　前立腺癌の患者に対し、前立腺照射を行う場合には３のイにより一連として算定する。なお、寡分割照射として１回の線量が３Ｇｙ以上の前立腺照射を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に限り算定できる。
７　３のイについて、治療を取りやめた等の場合においては、９回目までは24,000点、10回目以上は42,000点を一連として所定点数に代えて算定する。
８　術中照射療法を行った場合は、術中照射療法加算として、患者１人につき１日を限度として、5,000点を所定点数に加算する。
９　体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。
10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）による体外照射を行った場合（イの場合は、乳房照射に係るもの、ロ及びハの場合は、２のロの⑶若しくは⑷又は３に係るものに限る。）には、画像誘導放射線治療加算として、患者１人１日につき１回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イについては、２のイに係るものは、一連につき１回に限り、当該加算の点数に代えて2,400点を所定点数に加算し、ハについては、３のイに係るものは、一連につき１回に限り、当該加算の点数に代えて9,000点を所定点数に加算する。
イ　体表面の位置情報によるもの　150点
ロ　骨構造の位置情報によるもの　300点
ハ　腫瘍の位置情報によるもの　450点
11　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、体外照射呼吸性移動対策加算として、150点を所定点数に加算する。ただし、２のイに係るものは、一連につき１回に限り、当該加算の点数に代えて2,400点を所定点数に加算する。

Ｍ００１－２　ガンマナイフによる定位放射線治療　50,000点
Ｍ００１－３　直線加速器による放射線治療（一連につき）
１　定位放射線治療の場合　63,000点
２　１以外の場合　8,000点
注１　定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　定位放射線治療について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、定位放射線治療呼吸性移動対策加算として、所定点数に次の点数を加算する。
イ　動体追尾法　10,000点
ロ　その他　5,000点

Ｍ００１－４　粒子線治療（一連につき）
１　希少な疾病に対して実施した場合